

「学校保健安全法施行規則」で定められている感染症

	感染症の種類	出席停止期間
第一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二類 だいにるい	インフルエンザ（H5N1 除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼稚園は3日）経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫れが出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌生髄膜炎	
第三類 だいさんるい	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、感染性胃腸炎・・・等）	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで（学校医に相談；学校医からは溶連菌感染症は10日間、感染性胃腸炎は4日間の療養が望ましいとご指導を受けています。）

※ 第二種の感染症（結核・髄膜炎菌生髄膜炎を除く）の出席停止期間については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

※ 第一種の感染症の「重症急性呼吸器症候群」については、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。